

議案第54号

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、性の多様性が尊重される社会の実現に資するため、特別有給休暇の取得に係る親族の範囲を拡大する等の必要があるによる。

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「32時間を超えない」を「15時間30分から31時間までの」に改め、同条第8項中「の2分の1に相当する勤務時間とし」を「を考慮し」に改める。

第9条第5号中「その他の」を「その他」に改め、同条第10号中「別表」の次に「死亡した者の欄に掲げる親族の区分に応じ、同表日数の欄」を加え、同条第11号中「ある者」の次に「及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係を形成した者として任命権者が定めるもの」を加える。

第11条の2第1項及び第11条の3第1項中「被介護者」を「要介護者」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。